

明治初期の体育(Ⅱ)

——兵式体操論⁽¹⁾——

〔この小論は、一橋大学「自然科学研究10」に発表した「明治初期の体育(Ⅰ)——生理学的体育観の確立——」に続くものである〕

一

明治五年、学制の教科のひとつとして「体術」をあげながら、その実行はほとんど不可能に近い状況であった⁽²⁾が、その充実に本格的に着手したのは明治十一年以後である。すなわち、同年米国アマースト大学よりリーランド(Dr. George Adams Ireland, 1850—1924)を招聘し、九月六日伊沢修二を体操取調掛に任命して活動を開始、同年十月二十四日文部省直轄の体操伝習所が設置される

のである。⁽³⁾

そこで行なわれ、全国へ普及していった体操を支える基本的な理念を「生理学的体育観」と呼ぶことが出来るであろうが、いまその一端をリーランドが伊沢修二に提出した意見書によってみるとつぎのようである。

「第一 最モ緊要ナル條款ハ強促法ヲ行フニ在リ故ニ凡ソ身體不具ノモノニ非ザレバ各生徒ノ運動課ニ缺席スルヲ許サザル可シ……若シ運動ヲシテ生徒ノ隨意ニ任セシメバ生徒ハ直ニ分レテ二種トナリ其一ハ柔弱多病ノ一隊ニシテ他ハ強剛壯健ナル一隊トナル可シ……體育術ニ由テ最大ナル利益ヲ得ル者ハ第一種ノ隊則チ柔弱ノ生徒ナリ思フニ柔弱ノ生徒中間(乃至)最高度ノ智力ヲ有

小林 一久

スル學生アルモ其身體ノ不健康ナルガ爲ニ其智力ヲ失フニ至ルコト有リ故ニ身體ヲ健康ニスルハ最モ要用ノ事ナリトス然レモ柔弱ナル生徒ハ最モ其術ニ怠リ易クシテ書籍ハ大ニ彼等ノ心ヲ誘起スレドモ運動ハ之ヲ厭忌シテ遂ニ廢止スルニ至ルコト有リ。

第二 少力運動ハ余リ筋力ヲ要セザルモノタレバ其利益モ亦隨ヒテ些少ナルガ如クナレドモ決シテ些少ノ利益ニ非ズ故ニ此運動ハ何人ニ限ラズ總テ適用スベキモノニシテ最モ壯健ナル者ト雖モ猶ホ其利益ヲ受クベシ況ヤ柔弱生徒ノ如キニ至リテハ其得ル所ノ利益豈ニ淺少ナランヤ⁽⁵⁾。

ここに述べられている「柔弱多病」の者をこそ主な対象とし、少力運動(「輕体操」あるいは「普通体操」とも呼ばれる)をすべての運動の基本とする養護的な体操観——「予防医学としての体操——が伊沢によって「完全ナル体操法」として採用されるのである。ここから、人間を生理学的・解剖学的に抽象し、体操を「身体への影響の合理性」のみから問題にしようとする体育の考え方が後のわが国の学校体育の基調をなしていくのである。しかしまた一方では、それとほぼ時を同じくして兵式体操論が

勃興する。

(1) 実際には「兵隊教練」「歩兵操練」等種々の呼び名があり、「文部省年報」で「兵式体操」という名称が使われるのは明治十八年(第十三年報)からである。ここではリランドのいう「多力体操術」(heavy gymnastics)や「武技」をも含めて兵式体操と呼ぶことにする。なお類似の問題を扱った論文に、木村吉次「兵隊教練論」(『体育の科学』第十四卷、第十号所収)がある。

(2) たとえば西村茂樹(文部大書記官)は「第二大學區巡視功程」のなかで「諸縣共ニ其教育スル所ハ智ヲ第一トシテ徳之ニ次キ身體ノ教育ニハ敢テ意ヲ用ヒサル者ノ如シ」(文部省第四年報、四十三頁)と述べている。主知主義への反動が体育論のひとつの動機になっているのは、徳育と体操(特に兵式体操)との結びつきを考えるうえで注目しなければならない。

(3) 初代主幹は伊沢修二、場所は東京神田一ツ橋、授業開始は翌年四月である。文部省年報にはつぎのように記されている「本年(十二年)四月始メテ合格ノモノ二十五名ノ入學ヲ許シテ直ニ其授業ヲ始メ且東京師範學校ノ生徒ヲシテ之ヲ演習セシメタリ」(文部省第七年報、十八頁)。

(4) 拙稿「明治初期の体育(I)——生理学的体育観の確立——」、一橋大学「自然科学研究10」所収、参照。

(5) 坪井玄道譯「體操傳習所訓導米ハリーランド氏ヨリ同所長伊澤修二ニ呈セル意見書」、「教育雜誌」第九十四號(明治十二年四月十日発行)二十六—二十八頁。

(6) 伊沢修二「新体操法ノ成績報告」信濃教育会編「伊沢修二選集」所収、二四一頁。

二

体操伝習所の活動がようやく緒につこうとし、そこで「完全ナル体操法」が定められようとするとき、それに比較すれば「其価格幾等ヲ下ルコト知者ヲ待タズシテ知ルベキナリ」とされた兵式体操が一方では盛んに論議されてゐるのは、軍隊との結びつきのなかでしか考えられなかったと言つて過言ではないその後のわが国の体育の歴史を象徴するかのようである。

明治十二年、元老院において徴兵令の改正が論議されたとき「公立學校ニ於テ兵隊教練ノ課程ヲ設クルノ件」が問題にされているのである。すなわち同年七月十日内閣より下附された第四百十六号議案「徴兵令及ヒ近衛兵編制改正ノ儀布告按」についての第一読会において五名の起草委員をあげて修正案を作成した。その第二条第一項に「學校ニ於テ生兵教練・中隊教練ノ課程ヲ卒リタル者 平時ハ服役未タ終ラスト雖モ在營一ケ年ノ後願ニ依リ假ニ歸郷ヲ許スヘシ」との条項を新たに加えるについ

て出された「號外第二十七條意見書」⁽³⁾をめぐる論議がそれである。

その主旨説明に當つた佐野常民は「適宜課目」として一般に施行しようとするねらいを、

第一に、學校で二年間教練を受けた者は一年の在營の後仮りに歸郷を許されるのは「人民ノ權利」として保障されなければならないことであり、

第二に、學校で常時、教練を行うのには「一旦有事ノ秋」には直ちに精練の兵を得ることが出来るという軍事的な意味がある、

第三には、一週わずかに二・三時間の操練をするのであるから「普通教育ニ於テ毫モ妨害ヲ與ヘサルナリ」と、三点について述べている。⁽⁴⁾

そもそも徴兵令改正のねらいが、国民皆兵主義の理念実現の方向にそつて免役条項の制限に重点が置かれていたわけであるが⁽⁵⁾そこで人民の負担軽減と戦時動員兵力の増大のための「變通ノ方」として公立學校に兵隊教練を設けようというわけである。それによる學校教育への影響は樂觀されている。

これをめぐつて、明治十二年九月十日(第一読会)、同

十一日(第二読会)、および十二日(第三読会⁽⁶⁾)の三日間にわたって活発な議論が展開されているのである。つぎにその要点を考察していくことにする。

- (1) 前掲「新体操法ノ成績報告」、二四一頁。
(2) つぎの五名である。

津田 出
山田 顯義
佐野 常民
細川 潤次郎
中島 信行

- (3) その全文はつぎのようである。

公立學校ニ於テ兵隊教練ノ課程ヲ設クルノ意見書
謹テ按スルニ本院第四百十六號議按徵兵令常備服役ヲ以テ
三ヶ年トス此固ヨリ人民護國ノ義務ナリト雖此年限中ハ
一身ノ教育ヲ受クルコナク一家ノ生計ヲ營ムコト能ハス其服
役ノ永キヲ厭フモ亦人情ノ免カレサル所ナリ故ニ該議按ヲ
附託セラレタルニ當リ修正シテ第二條第一項トシ以テ變通
ノ方アルヲ示シ且ツ豫備徵兵并ニ國民軍籍ニ在ル者ヲシテ
豫メ執銃ノ技演陣ノ方ヲ知ラシメ有事ノ日ニ直ニ其用ニ適
セシメントス然ラハ則宜ク學校ニ於テ生兵教練中隊教練ノ
課程ヲ立一週中ニ二三時間之ヲ教授セシムヘシ然レハ俄ニ
之ヲ各中小學校ノ必學科目ト爲サハ教員ノ設器械ノ備十分
ナラサランコトヲ恐ル故ニ今將ニ時勢ヲ量リ適宜ノ法ヲ設ケ
漸ヲ以テ兵隊教練ノ事ヲ勸誘セントス因テ左ノ布告按ヲ草

シテ上奏ス冀クハ徵兵令ノ改正布告ノ日同ク布告アラント
ヲ謹テ裁可ヲ乞フ

布告按

各地方公立學校ニ於テ年齢十二歳以上ノ生徒ノ爲メ兵隊教
練ノ課程ヲ設ケ授業候儀ハ適宜タル可ク候條此旨布告候事
「元老院會議筆記」明治十二年九月十日「號外第二十七號
意見書 公立學校ニ於テ兵隊教練ノ課程ヲ設クルノ件」第
一讀會。

- (4) 前同。

- (5) 松下芳男「徵兵令制定史」、四九二―四九三頁、参照。

(6) 一橋大学図書館蔵の元老院會議筆記によれば第三読会
は「明治十二年十月十三日」となっているが、第二読会の
終りに議長(熾仁親王)が「明十二日第三讀會ヲ開クヘシ
散會セヨ」と述べており、また當議案筆記末尾の註(「右
は明治十二年九月十二日の會議に於て否と決す」)を参照
して九月十二日とする。

三

まず修正案の作成に當ったひとりである中島信行の言
によってさらに詳細な検討を試みることにする。

第一に中島の述べるところは軍事上の意味である。

「本按ヲ瑞典⁽¹⁾ノ兵制ニ模倣スルハ時勢ニ適當スルモノナ
リ我國往時兵農分途ノ時勢ナレハ或ハ之ヲ要用ナリトセ

サルモ今ヤ兵農ノ分ヲ廢シ護國ノ義務ハ四民トモニ負擔セシム苟モ國民タル者ハ滿二十歳ニ至レハ俄然之ヲ召募シ兵役ニ服セシムルノ制度ナリ故ニ平時ニ於テ執銃演陣ノ法ヲ習ヒ緩急ノ用ニ供セシムルハ適當ナリ⁽²⁾。

これの言わんとするところは先に佐野の主旨説明にも述べられているわけであるが、ここでスイスの民兵制をモデルにしていると思われる点についてふれておきたい。それはこの修正案作成委員のひとりでもある山田顯義の軍制改革に関する「建白書」⁽³⁾との関連についてである。

山田は「建白書」でつぎのように言う。

「人民ノ其土ニ生ル者ハ貴賤ノ別ナク必ラス皆兵役ニ服シ、各其國權ヲ保護シ而又其身所有ノ權ヲ固守シ決シテ他人ノ輕侮侵奪ヲ受クヘカラサルヲ以テス⁽⁴⁾」として、その方策の第一として国民普通教育の充實をあげる。

「人民一般ノ知識敵兵ニ超越スルヲ以テ最要トス⁽⁵⁾」と言いま「強兵ノ基ハ探銃運動スルニアラス、國民一般都鄙ノ別ナク郷校ノ教育ヲ充分ニシテ普ク人民ノ知識ヲシテ甲乙ナカラシムニ在リ⁽⁶⁾」と。第二にこの教育の間に軍事訓練を兼修させることによって「教育ノ道如レ此、兵

以テ徴スヘシ。兵ヲ徴シ營ニ入ル、人已ニ普通ノ學問アリ、而テ又普通武事ヲ知ル。於是士官下士官ニ從屬シ軍事特別必用ノ數件ヲ學ヒ得ル而已⁽⁷⁾」。

山田の意見がこの議案に反映しているのは疑い得ないところであろう。しかし「建白書」にみられるような「其身所有ノ權」が「國權ノ保護」と不可分の関係でとらえられ、普通教育の確固たる基盤のうえで「兵隊教練」を企図するものであったのだろうか。すでに述べたところからもこれは否定せざるを得ない。なぜなら「護國ノ義務ハ四民トモニ負擔」すべきものだとするれば、佐野の主旨説明に言う「歸郷ヲ得ルハ人民ノ權利」であることは四民平等でなければならぬ。然るに現実には就学率がやと四十パーセントを越すといった状況であつてみれば「人民の負担軽減」という名目も極めて不平等なものにしかならないからである。山田の「建白書」との対比においてみれば、議論の全体を通してこの点への洞察が欠除しているのは明らかである。因に山田顯義は第一―第三読会まですべて欠席しているのである。

第二に中島の述べるところは、該案実施に伴う経費負担については「各地方ノ適宜」に従つて方法的に解決の

道があるうとする。

第三につきのうに言う。

「輓近泰西各國ト交際ヲ修メ船舶ノ往來海ニ帆影煙跡ヲ絶タス殆ト四周皆敵國相迫ノ形勢ト云フ可シ之ヲ瑞典ニ較スルニ其危逼一層甚シキヲ加フル者ノ如シ凡ソ邦國ヲ維持セント欲スレハ勇敢ノ氣ヲ作興セサル可ラス仍テ文教ノ中ニ講武ノ意ヲ寓シ勇敢ノ氣ヲ鼓舞スルヲ以テ目下ノ急務トス⁽⁸⁾」と。

ここに見られるように、兵式体操を問題にする有力な動機は、隣国中国が欧米各国の帝国主義的侵略の前に半植民地化する状況のなかで国家の危機がひしひしと感じられていたことにある。⁽⁹⁾それを中島は「四周皆敵國相迫ノ形勢」と言っているのである。このような現状認識の上に立って軍事的な意味を認めることについては、修正案を支持すると否とにかかわらず、何等異論はなかったと言つてよい。

さらにもうひとつ注意しておきたいのは、「勇敢ノ氣象」を養ふことによって愛国心を盛りあげ徴兵忌避の風を一掃しようとする考えのあることである。「講武」という表現には復古主義的動向を看取せざるを得ないであ

らう。この傾向は非常に根づよいものがあり、兵式体操(勿論、「執銃演陣」に限らずしばしば「武事」「武技」「講武」等の言葉にすりかえられるのであるが)の訓育的機能を、体操の持ち得ないそれ固有のものと主張する論がわが国の体育論のなかで独自の位置を占めていく基礎になっていると考えられるのである。

こうした修正案支持の説に対して、終始一貫強硬に時期尚早論を展開して反対したのは河野敏謙である。勿論河野も戦時動員兵力の増大を可能にしようとする主旨を不可とするのではない。彼の主張は専ら人民の疲弊、教育費と民力の関係に集中する観がある。
すなわちつぎのうに言う。

「目下ノ急務ハ費用ヲ減省シ民力ヲ啗養スルヲ以テ主要トス然ルニ本按ヲ發令スレハ各府縣ニ於テモ爭フテ其課程ヲ設ケ之ヲ履行セント欲シ其教練場ヲ設ケ其機械ヲ購備シ爲ニ許多ノ經費ヲ徒費スルハ論セスシテ知ルヘシ……今兩三年ヲ經過セハ漸次其緒ニ就キ稍々整頓スルヲ待テ本按ヲ發令スルモ未タ遲シトセサルナリ⁽¹¹⁾」と。

またつぎのうにも言う。

「試ミニ目下ノ狀況如何ヲ觀察セヨ各所無産ノ小民ハ

其活路ニ迷ヒ怨聲四方ニ囂タトシテ其危險ナルヲ殆ト寒心戰慄スルニ堪ヘタリ此時ニ際シ本按ヲ布告セハ所在ノ學校ニ於テ互相奔競シテ教練ノ課ヲ設ケ幼童ヲ訓習セシムルニ至ルヤ必セリ而シテ又幼童ハ其修業スヘキ本課ヲ度外ニ抛棄シ爭テ粗暴ノ行爲ニ趨クハ鏡ニ懸テ見ルヨリモ明ナリ」と。⁽¹³⁾

しかし河野の論は人民の負担軽減を願う如くでありながら、その真意は人民への不信と官僚的統制の強化を考えているというべきであろう。

さらにその論点をあげれば、すでに徴兵令布告案第二十七条第十一項の平時免役についての「文部省所轄體操傳習所ニ於テ修業一ケ年ノ課程ヲ卒リタル以上ノ生徒並ニ體操術卒業ノ者」なる条項に対して「本案ハ兵役ヲ遁ル、者ヲ防過スルヲ以テ本旨ト爲ス然ルニ該項ノ如キハ却テ免カル、ヲ得ルノ道ヲ教フルカ如ク遂ニ天下ノ人民ハ皆相卒ヒテ體操ニ赴クヘキナリ」と国家権力による「徴兵のがれ」の排絶を主張するのである。

また該意見書布告案文中の、教育令と呼応したアメリカ的教育行政の反映であるとみられる「授業候儀ハ適宜タル可ク云々」を指して、このような「曖昧模稜ノ字面

ヲ用フルハ其力ヲ有スル者トセス必スヤ教練ノ課程ヲ設ケ授業スヘシト確切ノ語ヲ用ルニ非レハ畫餅タルニ過キサルヘシ」と、後に文部卿として教育令を改正し干涉主義の方針を仮借のない官僚主義的迅速さでもって貫いた思想のいったんをのぞかせているのである。⁽¹⁴⁾

しかし、この審議過程で河野の論は次第に賛成者を増していき、採決の結果九対九となり議長が職務条例によって意見書の提案を廃案とするのである。そこで当然、西南戦争後の財政的窮乏のなかで発議された「變通ノ方」たる、徴兵令第二条第一項のさきの規定も消滅することになる。

(1) 後に述べるように修正案作成委員のひとりである山田の「建白書」の内容からみても「スイス」の誤りであろうと考えられる。

(2) 前掲「號外第二十七號意見書」第三讀會。

(3) 山田は「明治四年十一月、岩倉大使の欧米巡遊に隨行して、専ら海外の軍事方面を研究し、六年九月帰朝したが、その見聞に基づいて、建白書を提出した」(前掲「徴兵令制定史」一八三頁)といわれているが、その日時は明らかでない。

(4) 山田顯義「建白書」、「明治文化全集」第二十三卷軍事・交通篇所収、十六—十七頁。

- (5)、(6) 前同書、十七頁。
- (7) 前同。
- (8) 前掲「號外第二十七號意見書」第三讀会。
- (9) 佐野常民もつぎのように述べている。「支那ヲ見ヨ其土地人口ハ宇内ニ冠絶スト雖トモ外國ノ經蔑ヲ被リ殆ト獨立ノ體面ヲ汚辱セルニアラスヤ歐洲各國其兵備ヲ盛ニシ國力ヲ養フ所以ノ者他ナシ各自其國ヲ保護スルニ外ナラサルナリ」と。(前同)。
- (10) 例えば大給恒のつぎのような考えは典型的と言えよう。
- 「日本國民タル者ハ皆ナ兵トナリ護國ノ義務ヲ負擔セサル可ラス然レハ則チ有事ノ日ニ方ラハ人々勇往直進シ自ラ奮テ以テ敵衝ニ當ラント欲スルノ勇氣ヲ鼓舞セサル可ラス故ニ少壯ノ時ヨリ學校ニ於テ武技ヲ練習シ其氣ヲ作興セシムルニアラサレハ不可ナリ」(前同)。
- (11)、(12) 前掲「號外第二十七號意見書」第一讀会。
- (13) 「元老院會議筆記」第百四十六號議案「第一讀会」(明治十二年七月十日)。
- (14) 前掲「號外第二十七號意見書」第一讀会。
- (15) 土屋忠雄「明治前期教育政策史の研究」第十一章「教育令の改正——河野敏謙の文教政策——」参照。
- (16) また彼は「勇敢ノ氣象云々」について「本邦ノ風俗ハ尙文ニアラスシテ好武ノ氣象アリ若シ其町村會議員ニ選舉セラレシ者ニ輕躁浮華ノ徒アレハ之ヲ得意トシ奔競爭趨所ニ於テ忽チ操練ノ課目ヲ設ケ之ヲ教習セシメ……」

……」と異論をとなえている。

四

体操伝習所では明治十三年十一月「歩兵操練」⁽¹⁾の教授を開始している。ここですでに「完全ナル体操法」を支える合理主義が事実として屈折したとみられるのであるが、その背後には先に述べたような論議があり、さらに同年十二月の教育令の改正に際しての元老院會議においてそれが再燃するといった動きが存在するのである。

明治十三年十二月二十二日、元老院第二百十七號議案「教育令改正布告案」の第一讀会において議官楠本正隆が「本官ハ本條ナル『體操』ノ上ニ『武技』ノ二字ヲ加ヘントス」⁽³⁾と発言したことから武技・体操をめぐる論議が戦わされることになるのである。彼はさらに続いて言う。「夫レ文武ハ岐スヘカラサルモノニシテ教育徴兵ノ二令ハ車輪鳥翼決シテ偏廢スヘキモノニアラス……既ニ體操ノ傳習アレハ別ニ武技ヲ加ヘサルモ妨ケナシト夫レ然リ然レレ體操ハ只是レ身體ノ運動ノミ末タ心膽ヲ練リ腕力ヲ養フノ功アルモノニアラス故ニ武ノ字ヲ加ヘ教ユルニ武術ヲ以テセサレハ異日國民軍トナルアルモ其力能

ク敵ヲ禦ク能ハサルニ至ラン是レ本官修正説ノ大略ナリ⁽⁴⁾と。

この提案に対して政府側は文部卿河野敏謙が、またしても時期尚早論をもって答弁し、結果的には楠本の提案は否決されるのであるが、その過程では先にも述べたと同様に徴兵年限短縮の必要性と軍事的な効益については異論はなかったものと認められる。

したがって時期尚早論の論拠は、指導者、経費、服装等に問題が多すぎるとするのであって、いづれその実現を期そうとする文部当局の意向も明らかにされるのである。

ところでさきの楠本の提案からもうかがえるように、体操と武技の関係如何が問題となってくるわけであるが、この点に限って若干の考察を加えておくことにする。

まず「武技」をどう考えるか。提案者楠本によればつぎのようである。「抑武技ノ文字ハ古來慣用ノ熟字ニシテ苟モ字ヲ識ルモノ誰カ其義ヲ悟ラサルンヤ」⁽⁷⁾「今日既ニ教育ニ干渉スル以上ハ武技モ全ク放任スヘカラサルトス何トナレハ武術衰微シ士氣沮喪スルノ今日ニ於テハ政

府干渉セサレハ其勢ノ挽回スヘカラサルヲ以テナリ」⁽⁸⁾

と。これによってみても極めて復古主義的発想の上に立つて提案されていることは明らかである。没落士族への救護を策しているようにも解されるのである。それはともかくとして「武技」の意は、軍事上の当面の必要性という面が強調される場合には異なってくるのであって審議の過程では混乱を来していると言わざるを得ない。⁽⁹⁾

これに対して、「体操」についてはほぼ伝習所の見解が踏襲されているとみてよい。原案を支持する文部当局者の言を引けばつぎのようである。

「武技ト体操トハ似テ大ニ非ナルモノナリ武術ハ以テ體育ニ功アルモノニアラス」⁽¹⁰⁾。

「身體力ヲ教育スルニハ体操ニテ充分ナラスヤ而シテ體操ノ教科モ今日ノ小學校中未タ行ハサルモノ多シ何ソ況ヤ武技ヲヤ……武技ノ事ヲ云或ハ却テ生理ニ害アルヲ恐ル故ニ武技ヲ加ヘントスルハ一方ニ於テ生理ノ事モ亦省セサルヘカラス」⁽¹¹⁾。

このように時期尚早を言い、武技をしりぞける体育論的根拠は生理学的体育観に求められているのである。

しかしいづれにしても「体操」のみでは不十分である

とすることには変りはないのであって、その論拠を軍事上の必要に求めるかあるいはそれも認めながらより多く伝統武技の復活に力点を置くかに問題はしばらく待てるのである。初期のこうした議論を経た後に両者(学校に於ける兵式体操と武道)は異なった歴史的経過を辿るのであるが、なおここで取りあげておかねばならないのは、先にもふれた愛国心ないしは勇敢の気象の養成といった訓育的機能の問題についてである。

(1) 「文部省第九年報」三十四頁。つぎのように記されている。

「十三年十一月ニ於テ始テ歩兵操練ノ一科ヲ附設シ陸軍士官ヲ招聘シ生徒ヲシテ毎週三回演習ニ從事セシメシカ之ヲ實行スルコト六ヶ月ニシテ其業ヲ卒フルニ至レリ」。

(2) 「本條」というのは第三條「小學校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ讀書習字算術地理歴史修身等ノ初步トス、土地ノ狀況ニ隨ヒテ野畫唱歌體操等ヲ加ヘ又物理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ爲ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ(伯書省略)」である。

(3) 「元老院會議筆記」明治十三年十二月二十二日、「第二百十七號議按教育令改正布告按」第一讀會。

(4) 前同。

(5) 兵役年限及び免役条項は徴兵令の改正の度に厳しいものになっている。これについて山縣有朋はつぎのように言

っている。「十二年徴兵令を改正し、常備、予備各三年後備四年にて、服役七年は十年となれり。尙ほ免役の條多く代人等の制ありしに、十六年(一千八百八十三年)に更に現役三年、予備四年、後備五年にて十二年に改正し、遂に免役料を廢せり、是に於て始めて必任義務の實を全うするに至れり」と。(山縣有朋「陸軍史」、大隈重信撰「開國五十年史」上巻所収二七三頁)これに対して「人民の負担輕減」という名目で学校(公立)に兵式体操を導入し徴兵年限の短縮をはかろうとしたことは既に述べた通りである。ここでもその含みは当然あるが、その際にも(例えそれを強行しても)極めて不平等なものにしなければならない——山田顯義が「建白書」で明らかにしているような民兵制の趣旨にはほど遠いものがある——ことへの洞察は河野の時期尙早論にも欠除している点は注目すべきであろう。

(6) 先の号外二十七号意見書の場合とこの場合の最も大きく異なる点(学校教育の問題として見たときに)は前者では対象が十二歳以上であるのに対して後者では「小學校」となっていることである。これを反対の論拠とするものも当然出てくる。やや長くなるが、生理学的体育觀の立場から論じた細川潤次郎の説をあげておく。参照されたい。

「武技ト體操トハ其意味大ニ徑庭アリ體操ハ身體教育ニシテ生理學ニ屬シ則チ文事ナリト雖モ武技ハ全ク文ト兩立對向ノモノナリ故ニ普通小學生ノ體格筋骨未タ定ラサルモノニ之ヲ教ルハ生理學上ニ於テ大ニ不可ナリトス或議官ハ西洋諸國ノ教科ニアリト云フト雖モ是レ多クハ中學以上ナ

リ蓋シ中學生以上ハ氣力體格モ稍一定シ兵トナストモ妨ケナキモノナレハ此ノ如キハ本官モ亦敢テ不可ナシトス縱ヒ外國小學科中ニ之ヲ用フルモノアルモ本官ハ其健康ヲ害シ且惡慣習ヲ生スルヲ恐ル、ナリ況ヤ本條ハ男女生徒ヲ混スルモノニシテ末文ニ『殊ニ女子ノ爲ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ』トアル以上ハ其他ハ男子ト同科タルニ於テヲヤ知ラス茲ニ武技ヲ加ヘ女生徒ニモ長刀鎖鎌等ヲ教ヘントスルカ本官ハ修正ノ意ヲ知ラサルナリ」。(細川潤次郎、前掲「教育令改正布告案」第一讀會)。

なお、文部卿河野敏鎌は時期尚早の理由をつぎのように述べている。

「會テ體操傳習所ニ於テ陸軍士官ヲ借り之ヲ教習シ及ヒ陸軍卿ニ照會シテ之ヲ師範學校ニ施用センヲ求メシモ決シテ遽カニ行フヘカラサルモノアリテ遂ニ其議調ハサリシナリ但兵隊教練ヲ爲シハ自ラ衣服モ整備セサルヘカラス然レモ文學用ノ外ニ服料ヲモ惠與スルハ實際爲シ難キヲナリ故ニ此事ハ止ムヲ得ストシテ既ニ中止スト雖モ那ノ體操傳習所ノ生徒等次第卒業シ之ヲシテ各地方ニ巡教セシメハ教師其人ヲ得テ自カラ本官輩ノ宿志ヲ達スルノ時機アルヲ信セリ」(前同)。

(7)、(8) 前同。

(9) 時には「隊列教練」(山口尚芳、前同)ともなり、「坐作進退モ武技ノ如ク説キ後ニハ遊歩運動ノ類ヲ云フカ如ク既ニ自家撞着セシモノアリ」(九鬼隆一、前同)との批判もなされるのである。

(10) 河野敏鎌、前同。
(11) 久保田讓、前同。

五

それを兵式體操そのものの機能であるかのように看做しての積極論があったのは事実である。しかし、少なくともこの時点で河野敏鎌に代表された政府の態度は「武技ヲ講スルハ心膽ヲ練ルカ爲メナリト或ハ然ラン然レトモ心膽ヲ練ルハ獨リ講武ニ是レ因ルニアラス」⁽¹⁾としてむしろそれをしりぞけているのは注目しておいてよい。これを、自由民権運動の高揚と「愛国社」の名にも示されるような国家的危機感、元田永孚を中心とした教育政策の儒教主義的反動化のなかにあつてなお、楠本の復古主義的武技論に抗して、一応は啓蒙的体育論が保持されていると解すべきであろう。その限りでは生理学的体育觀の確立は保障されるのであるが、これも「国家富強」の目的に照した場合にはその理念に従つて兵式體操を排斥しうるものでないことは河野の時期尚早論がすでに物語っている。事実、十六年の徴兵令の改正を機に兵式體操の制度化は大きく推進されるのである。⁽²⁾

ところで初代文相森有礼によって兵式体操が強力に推し進められたのは周知の通りであるが、そこにわれわれは徳育と体育の強固な結合を見出すのである。⁽³⁾これより先、明治十二年、森は東京学士院において「教育論―身體ノ能力」を発表している。ここに明らかにされている兵式体操論を、同時代の元老院會議におけるそれと比較する意味で考察しておきたいと思う。

「……教育ノ要ハ凡ソ人ノ稟ケタル諸ノ能力ヲ耕養發達シ是ニ由テ得ル所ノ快樂ヲ増スニアリ⁽⁴⁾」としてそれを智、徳、体の三能力に分つ。そのうち「現今我國人ノ最缺ク所ノ者ハ彼ノ至重根元タル者三能力ノ一即身體ノ能力ナリ⁽⁵⁾」と断定するのである。

「人生至重タル三徳ノ一ニシテ其職トスル所ハ則人ノ善ヲ行フニ方リテ其力能ク之ヲ助ケ成スニ在リ、而シテ此力ハ獨身體ノ健康上ヨリ來ルノミノ者ニ非ズ敢爲ノ勇氣モ亦之ニ加ハラザレバ完全ナルヲ得ズ、斯勇氣ヲ含メル健康ノ力ヲ遊嬉ノ業ニ頼リ進メント欲スル敢テ期シ得可キニ非ズ、……其法蓋一ニシテ足レリトセザレドモ余ノ所見ニ據レバ強迫體操ヲ兵式ニ取り成リ丈普ク之ヲ行フヲ最良ト爲ス⁽⁶⁾」。

教育論がほとんど兵式体操論になっているわけであるが、それもひとつの方法であるとするのは身体能力にかかわる要因を、沃土、暖気、食料、住居、衣製、文学、宗教とかぞえあげているからである。ここで森は身体能力を道徳的实践を現実化する不可欠の要因として捉えているのである。単に軍事的動機に発する兵式体操論とは全く異なるものであることに注目しておきたい。⁽⁷⁾

さらにここで森が兵式体操を取りあげるについては体操への不満があったことも述べておかなければならぬ。次のように言う。

「……體操ノ業ヲ以テセバ庶ハクハ將來少小ノ者ヲシテ多少ノ難事ヲ免カレシムルヲ得可シ、是レハ今ノ當局者ガ夙ニ意を此ニ注ギ着手スル年アリ、而シテ其法ノ善ニシテ效アルハ諸君ト共ニ目撃スル所ニシテ尙其能ク普ク行ハレンコトヲ願フノ情ニ於テハ亦當局者ニ異ナラズ、然レドモ假ニ此法普ク行ハレ又其間ニ費スルノ歲月ニ限アル者ト想定セヨ、請フ思ヘ我が題起シタル身體ノ能力ヲ進ムルニハ是レニテ全ク足レリト看做シ得ルヤ又以テ敢爲ノ勇氣ヲ養ヒ成スニ足ルヤ、余其尙未ナルヲ憾ムト斷言セザルヲ得ザルナリ⁽⁸⁾」と。

このように当時の体操伝習所の体操に飽足りないものを感じて独自の兵式体操を中心とした教育論を展開している森も、結局は忠君愛国を説き、天皇制を下から支える臣民の教育のための「道具責めの法」として兵式体操を登場させることになるのである。そこでの上からの従順性の注入は国民の心理的反撥を招くことによって「彼が排斥した儒教的家族主義の似而非自発性を再び援用」せざるを得なくなるのである。

以上のような兵式体操論を通してみた場合、文明開化の啓蒙思想の一翼を担ったとも言える生理学的体育観は、理論的には体操の訓育的機能を他へ譲ることにによってますます狭い合理主義の枠の中にとじこもり、アメリカ的なスポーツの発展やヨーロッパ的な体操そのものの変革とは異なった固定的・形式的な体操を支える理論となっていく、その萌芽はすでに明治十年代の前半に見られるのである。

- (1) 河野敏謙、前掲「教育令改正布告按」第二讀會。
- (2) 改正徴兵令第二章第十二條「現役中殊ニ技藝ニ熟シ行狀方正ナル者及ヒ官立公立學校(小學校ヲ除ク)ノ歩兵操練科卒業證書ヲ所持スル者ハ、其期末タ終ラスト雖モ歸休

ヲ命スルコトアル可シ」に従って翌十七年二月「歩兵操練科ノ程度施行ノ方法及ビ小學校ニ於テ該科施行ノ適否等取調」が体操伝習所に命ぜられる(文部省第十二年報附録、五八二頁)。

- (3) 森は「兵式体操ニ關スル上奏案」(年月不詳)において「抑國家富強ハ忠君愛國ノ精神旺盛スルヨリ來ル」としてその方策を「中學校以上諸學校ノ教科時間ヲ割キ乃チ體操ノ一科ハ文部ノ管理ヲ離レテ之ヲ陸軍省ノ施措ニ移シ、武官ヲ簡撰シ純然タル兵式體操ノ練習ヲ以テ之ニ任スルニ在リ、而シテ文部省ハ自ラ其事ニ染手スルコトナク單ニ陸軍ト妥議商籌スルニ止ムルトキハ嚴肅ナル規律ヲ厲行シテ體育ノ發達ヲ致シ、學生ヲシテ武毅順良ノ中ニ感化成長セシメ、以テ忠君愛國ノ精神ヲ涵養シ嘗艱忍難ノ氣力ヲ渙發セシメ、他日人ト成リ徴セラレテ兵トナルニ於テハ其效果ノ著シキモノアラン……」と。また在学しない者の為には「隊團ヲ編テ之ヲ郡區ノ郷勇ト爲シ」という(森有禮「兵式體操ニ關スル上奏案」、明治文學全集3「明治啓蒙思想集」所收、二六九―二七〇頁)。

- (4) 森有禮「教育論―身體ノ能力」、明治文學全集3「明治啓蒙思想集」所收、二六五頁。

- (5) 前同。

- (6) 前掲「教育論―身體ノ能力」二六七頁。

- (7) 彼はつぎのように述べている。「夫レ兵式ヲ取ルノ主眼ハ専ラ其教育セラル、所ヲ身體上ニ行フニ在リテ決シテ軍務ノ爲ニ設ケ意想ヲ其間ニ寓セシ者ニ非ザルコトヲ明ラ

(71) 明治初期の体育(Ⅱ)

ム可シ」(前同)。勿論この点は文相時代には変っている。
(8) 前掲「教育論―身體ノ能力」二六六―二六七頁。

(9) 石田雄「近代日本政治構造の研究」十六頁。
(一橋大学助手)